

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表 (案)

改正案	現行	備考
<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 令和6年6月24日 規程令6第4号 <u>改正 規程令7第34号</u></p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>第13条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2による計画変更申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 破産手続き、<u>会社更生手続き</u>、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>第16条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による事故報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第17条～第27条 (略)</p> <p>第28条 中小機構は、前条第1項に基づき報告された事業実施効果報告により、カタログ注文型における補助事業者（<u>令和8年3月16日以前に交付申請を行い、交付決定を受けた事業者に限る。</u>）が当該補助事業の実施結果による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中</p>	<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 令和6年6月24日 規程令6第4号</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>第13条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2による計画変更申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>第16条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（<u>補助事業者等のうちいずれかにおいて、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われた場合を含む。</u>）においては、速やかに様式第3による事故報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第17条～第27条 (略)</p> <p>第28条 中小機構は、前条第1項に基づき報告された事業実施効果報告により、カタログ注文型における補助事業者が当該補助事業の実施結果による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中小機構の指定する口座に納付させることができるものとする。</p>	

小機構の指定する口座に納付させることができるものとする。

2 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について補助金の返還を命じることができるものとする。

(1) (略)

(2) 一般型の補助事業者 (第1回から第4回公募までに係る事業者に限る。) が、補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、次の全ての基準を満たす事業計画を策定し、当該目標を達成することができなかつた場合。

- ① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における地域別最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が2.0%以上
- ② 補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金 に加えて 30円以上

(3) 一般型の補助事業者 (第5回以降の公募に係る事業者に限る。) が、補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、次の全ての基準を満たす事業計画を策定し、当該目標を達成することができなかつた場合。

- ① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%以上
- ② 補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金に加えて30円以上

第29条・第30条 (略)

附 則 (規程令7第34号)

第1条 この規程は、令和8年〇月〇日から施行し、令和8年3月19日から適用する。ただし、別紙1【補助金等の重複】(4)の改

2 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について補助金の返還を命じることができるものとする。

(1) (略)

(2) 一般型の補助事業者が、補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、次の全ての基準を満たす事業計画を策定し、当該目標を達成することができなかつた場合。

- ① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における地域別最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が2.0%以上
- ② 補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金 の 30円以上

(新設)

第29条・第30条 (略)

正規定は、一般型第6回公募より適用する。

第2条 令和7年8月1日から令和8年3月16日までの間にカタログ注文型において2回目以降の交付申請を行った補助事業者等への別紙4「共同事業実施規約及び宣誓書」の適用については、この規程による改正前の第2条第1項中「年率平均3%以上」とあるのは「年率平均4%以上」と読み替えて適用する。

※別紙及び様式については別途新旧対照表を作成するためそちらを参照。

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">補助対象者となる事業者</p> <p>【みなし大企業】 次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者(みなし大企業)となり、補助対象外となる。</p> <p>①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等</p> <p>②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等</p> <p>④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等</p> <p>⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等</p> <p>⑥交付申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等</p> <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本別紙本則中の補助対象者の要件をいずれも満たさない事業者は大企業に該当する。</u>海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。 ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企 	<p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">補助対象者となる事業者</p> <p>【みなし大企業】 次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者(みなし大企業)となり、補助対象外となる。</p> <p>①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者</p> <p>⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者</p> <p>⑥交付申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者</p> <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。</u>海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。 ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企

業の規定を適用しない。

- i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

- ・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV(協同企業体)構成員の申請においては、JV(協同企業体)の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

【補助金等の重複】

以下に該当する補助対象者は、補助対象外とする。

(1) (略)

(2) 観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」(令和6・7年度)又は「観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業」(令和8年度)により設備投資に対する補助金の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者

- (3) カタログ注文型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。
- ・「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者
 - ・交付申請時点において、過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者
 - ・交付申請時点において、過去3年間に、2回以上、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受けた事業者
 - ・間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む。)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、公的医療保険からの診療報酬(本別紙本則中の(3)③に該当する法人が受け取る診療報酬については除く。)、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複している事業者。

業の規定を適用しない。

- i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

- ・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV(協同企業体)構成員の申請においては、JV(協同企業体)の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

【補助金等の重複】

以下に該当する補助対象者は、補助対象外とする。

(1) (略)

(2) 観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者。

- (3) (3) カタログ注文型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。
- ・「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者
 - ・交付申請時点において、過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者
 - ・交付申請時点において、過去3年間に、2回以上、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受けた事業者
 - ・間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む。)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、公的医療保険からの診療報酬(本別紙本則中の(3)③に該当する法人が受け取る診療報酬については除く。)、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複している事業者。

・自社が本事業において製品登録若しくは販売事業者登録する製品と同じカテゴリの製品を導入する事業者。

・補助対象経費は重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT 導入補助金」と同一又は類似内容の事業(同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの)を行う事業者。

(4) 一般型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。

・応募申請時点において、過去に一般型の交付決定を受け、第20条第1項の規定に基づく補助金の支払が完了していない事業者

・応募申請時点において、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を受け、当該事務局からの補助金支払が完了していない事業者

・応募申請時点において、過去3年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者

・間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む。)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複している事業者。

・他の事業者等から提出された事業と同一又は極めて類似した内容の事業を申請する事業者

別紙2

補助上限額及び補助率

本補助金の補助事業は、別紙1に規定する中小企業等が日本国内で行う事業とし、その補助上限額や補助率等は以下のとおりとする。

【カタログ注文型】

・2026年3月16日以前に交付申請を行い、交付決定を受けた事業者

従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費
	通常	大幅な賃上		

・製造事業者及び販売事業者

・補助対象経費は重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT 導入補助金」と同一又は類似内容の事業(同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの)を行う事業者。

(4) 一般型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。

・応募申請時点において、過去に一般型の交付決定を受け、第20条第1項の規定に基づく補助金の支払が完了していない事業者

・応募申請時点において、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を受け、当該事務局からの補助金支払が完了していない事業者

・応募申請時点において、過去3年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者

・間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む。)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複している事業者。

・他の事業者等から提出された事業と同一又は極めて類似した内容の事業を申請する事業者

別紙2

補助上限額及び補助率

本補助金の補助事業は、別紙1に規定する中小企業等が日本国内で行う事業とし、その補助上限額や補助率等は以下のとおりとする。

【カタログ注文型】

(新設)

従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費
	通常	大幅な賃上		

		げを行う場合		
5人以下	200万円	300万円	1/2以下	機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む。)
6～20人	500万円	750万円		
21人以上	1,000万円	1,500万円		

※1 (略)

※2 補助対象要件として、補助事業終了後1～3年で労働生産性(従業員一人当たり付加価値額)が年率平均3.0%以上(同一事業者による2回目以降の申請の場合は、年率平均4.0%以上)増加する見込みの事業計画を策定することを要件とする。

※3～※6 (略)

・2026年3月19日以降に交付申請を行い、交付決定を受けた事業者

従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費
	通常	大幅な賃上げを行う場合		
5人以下	500万円	750万円	1/2以下	機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む。)
6～20人	750万円	1,000万円		
21人以上	1,000万円	1,500万円		

※1 補助対象要件として、人手不足の状態にある旨を申告することを課すこととする。

※2 補助対象要件として、補助事業終了後1～3年で労働生産性が年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定することを要件とする。

※3 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置の要件として、交付申請時に以下の全ての要件を満たす宣言をした補助事業者は、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限額を適用する。

		げを行う場合		
5人以下	200万円	300万円	1/2以下	機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む。)
6～20人	500万円	750万円		
21人以上	1,000万円	1,500万円		

※1 (略)

※2 補助対象要件として、補助事業終了後1～3年で従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上(同一事業者による2回目以降の申請の場合は、年率平均4.0%以上)増加する見込みの事業計画を策定することを要件とする。

※3～※6 (略)

(新設)

ア. 補助事業終了時点において、事業場内最低賃金を年3.0%(日本銀行が定める「物価安定の目標」に加えて1%)の水準で引き上げること

イ. 補助事業終了時点において、給与支給総額を6.0%以上増加させること

※4 予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、「大幅な賃上げを行う場合」の要件の目標を達成できなかったときは、補助金額の減額を行う。

※5 補助事業者が2回目以降の交付申請を行う場合は、以下の補助対象要件を課す。

ア. 人手不足の状態にある旨を申告すること

イ. 補助事業終了後1～3年で従業員一人当たり付加価値額が年率平均4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること

ウ. 前回の交付申請時と比較して、事業場内最低賃金を年あたり3.0%以上増加させていること

エ. 前回の交付申請によって導入した省力化製品によって、省力化効果が得られていること

オ. 本事業を活用して賃上げに取り組む旨を宣誓すること

※6 補助事業者が2回目以降の交付申請を行う場合の補助上限額は、交付申請時点において上表にて定まる補助上限額か、当該補助上限額に2を乗じた額から前回までの累計交付額を差し引いた額の、いずれか低い方とする。なお、過去の補助事業に係る取得財産を処分し、中小機構にこの規程第25条第7項に基づく納付を行っている場合は、納付額相当を上記の累計交付額から減じた上で補助上限額を算出できるものとする。

【一般型】

・第1回～第4回公募に係る事業者

従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費
	通常	大幅な賃上げを行う場合		
5人以下	750万円	1,000万円	補助額が1,500万円以	機械装置・システムの導入・借用に

【一般型】

(新設)

従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費
	通常	大幅な賃上げを行う場合		

6～20人	1,500万円	2,000万円	下の部分 1/2以下 (2/3以下) 補助額が 1,500万円超 の部分 1/3以下	要する経費(リース料を含む。)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
21～50人	3,000万円	4,000万円		
51～100人	5,000万円	6,500万円		
101人以上	8,000万円	10,000万円		

※1 ア～ウ (略)

エ. 従業員数21名以上の場合、交付申請時まで、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を公表すること。

※2 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置の要件として、以下の全ての要件を満たす補助事業者は、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限額を適用する。

ア・イ (略)

ウ. 次の全ての条件に該当しないこと。

- (1) 交付申請額が特例を適用しない場合の補助上限額に達していない場合
- (2) 常勤従業員を雇用していない場合
- (3) 再生事業者*に該当する場合
(*) 中小企業活性化協議会等から支援を受け、応募申請時において以下のいずれかに該当している者 をいう。
・再生計画等を策定中の者
・再生計画等を策定済み、かつ、応募締切日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者
- (4) 最低賃金引上げに係る補助率引き上げの特例措置を受けている場合

※3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件として、以下の条件を満たすこと。

(第1回から第3回公募までに係る事業者) 中小機構が別に指定する期間に

5人以下	750万円	1,000万円	補助額が 1,500万円以 下の部分 1/2以下 (2/3以下) 補助額が 1,500万円超 の部分 1/3以下	機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む。)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
6～20人	1,500万円	2,000万円		
21～50人	3,000万円	4,000万円		
51～100人	5,000万円	6,500万円		
101人以上	8,000万円	10,000万円		

※1 ア～ウ (略)

エ. 従業員数21名以上の場合、交付申請時まで、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表すること。

※2 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置の要件として、以下の全ての要件を満たす補助事業者は、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限額を適用する。

ア・イ (略)

ウ. 次の全ての条件に該当しないこと。

- (1) 交付申請額が特例を適用しない場合の補助上限額に達していない場合
- (2) 常勤従業員を雇用していない場合
- (3) 再生事業者*に該当する場合
(*) 再生事業者は、中小企業活性化協議会等から支援を受け、応募申請時において以下のいずれかに該当している者 のこと。
・再生計画等を策定中の者
・再生計画等を策定済み、かつ、応募締切日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者
- (4) 最低賃金引上げに係る補助率引き上げの特例措置を受けている場合

※3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件として、中小機

において、全従業員数の30%以上が当該従業員の雇用されている都道府県における地域別最低賃金に加えて50円以内で雇用されている期間が3か月以上あること。

(第4回公募に係る事業者)中小機構が別に指定する期間において、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である期間が3か月以上あること。

※4 (略)

・第5回以降の公募に係る事業者

従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費
	通常	大幅な賃上げを行う場合		
5人以下	750万円	1,000万円	1/2 以下 (2/3 以下)	機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む。)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
6～20人	1,500万円	2,000万円		
21～50人	3,000万円	4,000万円		
51～100人	5,000万円	6,500万円		
101人以上	8,000万円	10,000万円		

※1 補助対象要件として、以下の全ての要件を満たすこと。

- ア. 事業計画期間において、応募申請時点と比較した年度毎の労働生産性が年平均成長率4.0%以上となる事業計画を策定すること。
- イ. 事業計画期間において、応募申請時点と比較して、1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%(日本銀行が定める「物価安定の目標」に加えて1.5%)以上となる事業計画を策定すること。
- ウ. 事業計画期間において、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金の30円以上高い水準となる見込みの事業計画を策定すること。

構が別に指定する期間において、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である期間が3か月以上あること。

なお、第3回以前の公募に係る補助対象者においては、中小機構が別に指定する期間において、全従業員数の30%以上が当該従業員の雇用されている都道府県における地域別最低賃金に加えて50円以内で雇用されている期間が3か月以上あることを、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件とする。

※4 (略)

(新設)

エ. 従業員数21名以上の場合、交付申請時まで、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を公表すること。

※2 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置の要件として、以下の全ての要件を満たす補助事業者は、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限額を適用する。

ア. 事業計画期間において、応募申請時点と比較して、1人当たり給与支給総額の年平均成長率が6.0%(日本銀行が定める「物価安定の目標」に加えて4.0%)以上となる事業計画を策定すること。

イ. 事業計画期間において、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金の50円以上高い水準となる見込みの事業計画を策定すること。

ウ. 次の全ての条件に該当しないこと。

(1) 交付申請額が特例を適用しない場合の補助上限額に達していない場合

(2) 常勤従業員を雇用していない場合

(3) 再生事業者*に該当する場合

(*)中小企業活性化協議会等から支援を受け、応募申請時において以下のいずれかに該当している者をいう。

・再生計画等を策定中の者

・再生計画等を策定済み、かつ、応募締切日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者

(4) 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置を受けている場合

※3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件として、中小機構が別に指定する期間において、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である期間が3か月以上あること。

※4 小規模企業者(常勤従業員が20人以下の特定非営利活動法人及び社会福祉法人を含む。)、再生事業者及び最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置を受けた中小企業等については、補助率2/3以下を適用する。

共同事業実施規約及び宣誓書

補助事業者(以下「甲」という。)及び販売事業者(以下「乙」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が実施する中小企業省力化投資補助事業に係る補助金(以下「本補助金」という。)の交付を受けるため、互いに以下の共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に同意し、本規約に従って共同で補助事業を実施することとします。

第1条 (略)

第2条(交付申請及び交付決定)

甲及び乙は、補助事業の交付申請に当たって、甲の労働生産性(従業員一人当たり付加価値額)が年率平均3%以上(2回目以降の申請の場合は年率平均4%以上)向上する見込みとなる計画を策定し、その計画履行に最大限努めるものとする。労働生産性の計算方法は、公募要領等に定める方法によるものとする。

2～4 (略)

第3条～第7条 (略)

共同事業実施規約及び宣誓書

補助事業者(以下「甲」という。)及び販売事業者(以下「乙」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が実施する中小企業省力化投資補助事業に係る補助金(以下「本補助金」という。)の交付を受けるため、互いに以下の共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に同意し、本規約に従って共同で補助事業を実施することとします。

第1条 (略)

第2条(交付申請及び交付決定)

甲及び乙は、補助事業の交付申請に当たって、甲の労働生産性が年率平均3%以上向上する見込みとなる計画を策定し、その計画履行に最大限努めるものとする。労働生産性の計算方法は、公募要領等に定める方法によるものとする。

2～4 (略)

第3条～第7条 (略)

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p>(様式第3)</p> <p style="text-align: right;">交付申請番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者又は対象リース会社 法人番号 販売事業者名又は対象リース会社名</p> <p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金 事故報告書</p> <p>中小企業省力化投資補助金交付規程第16条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業の進捗状況</p> <p>2. 事故の原因及び内容 <u>(削る)</u></p>	<p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p>(様式第3)</p> <p style="text-align: right;">交付申請番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者又は対象リース会社 法人番号 販売事業者名又は対象リース会社名</p> <p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金 事故報告書</p> <p>中小企業省力化投資補助金交付規程第16条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業の進捗状況</p> <p>2. 事故の原因及び内容 <u>□共同申請を行った販売事業者の営業活動が停止し、補助事業を予定の</u></p>

(削る)

事故に係る金額 円

3. 事故等に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定日

(削る)

(注) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

期間内に完了させることができないと見込まれる又は補助事業の遂行が困難となった

その他の理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる又は補助事業の遂行が困難となった
(詳細)

事故に係る金額 円

3. 事故等に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

5. 事業終了日 (変更後)

(注) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要と認める書類の提出を求める場合があります。